

新潟市立小須戸中学校いじめ防止基本方針(平成29年9月1日改訂)

(1) いじめ防止に向けた基本方針

① いじめの定義

「いじめとは」、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童などが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

この定義より、事案が次の4つの要件に全て当てはまる場合に、その事案をいじめと判断する。

- ① 加害者・被害者とも生徒である。
- ② 加害者と被害者が、一定の人的関係にある。
- ③ 加害者が被害者に心理的又は物理的な影響を与える行為を行っている。
- ④ 被害者が心身の苦痛を感じている。

○ 「一定の人的関係」とは、同じ学校・学級や部活動に所属するなど、学校内において何らかの関係がある場合に加え、同じ塾やスポーツクラブ等に通っているなど、学校外において何らかの関係がある場合を指す。

○ 「心理的又は物理的な影響を与える行為」に当たる、具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗れたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

○ 「心身の苦痛を感じている」か否かについては、当該生徒の表面的な態度や言葉をもって安易に判断することは避けなければならない。一見すると対等な関係の中で遊んでいるように見える場合や、主観的には些細な行為と判断されるような場合、また、行為を受けていても本人がいじめを否定する場合などがあることから、本人の表面的な態度や言葉だけで、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に当てはまらないと解釈されることのないように努めることが必要である。

例えば、生徒が気になるあだ名で呼ばれていたり、プロレスごっこなどをして遊んだりふざけたりしているように見えながら、特定の生徒のみが技をかけられたりしているような状況、また、物真似などを自ら行っているように見えるものの、実はやらされているような状況は、当該生徒がいじめとは認めなくても、いじめではないかと疑う姿勢が求められる。仲間への「おごり」についても同様である。

- 「けんか」についてはいじめとして扱わないものの、表面上「けんか」のように捉えられるものであっても、関係の生徒が対等な関係ではない場合など、実はいじめとして捉えるべきものがあることに注意が必要である。

② 基本理念

【新潟市の基本理念】

いじめは、どの子どもにも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、子どもたちが互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、当校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

③ 学校及び職員の姿勢と責務

すべての子どもがかけがえのない存在であることから、子ども一人一人が誰からも尊重され、一人一人のよさが生かされるように、日々の教育活動に専心する。

その上で、「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる」という認識にたち、すべての教職員が高い人権意識をもち、児童生徒、保護者、地域との信頼関係の上に、いじめの防止等に徹底して取り組む。

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

④ いじめ防止に向けた取組の基本方針

ア いじめは人権侵害・犯罪行為であり、年度初めにいじめの指導を行い、「いじめを絶対に許さない」学校づくりに計画的組織的に取り組む。

イ 学級・学年・部活動等が望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに、生徒一人ひとりの自己有用感・自己存在感の涵養に努める。

ウ 教員の言動が生徒一人一人や集団に与える影響は決して小さくないため、教員が自身の発する言葉や振る舞いにより、いじめが助長されたり、いじめが発生しやすい雰囲気をつくられたりしないよう、十分注意を払い、生徒が安心して生活できる環境づくりに努める。

エ 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努め、社会全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指す。

オ 子ども自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築き、いじめを許さない社会の実現に努める子どもの育成を目指す。

(2) 組織の設置及び組織的な取組

① 校内いじめ対応ミーティング

【設置目的及び構成】

発生したいじめに対し、校内組織で迅速・適切に対処することを目的とする。

構成メンバーは、管理職、生徒指導主事、いじめを受けた生徒やいじめを行った生徒の学級担任・学年主任、その他事案に関係する教職員が必要に応じて加わるようにする。これにより、組織的な対応を効率的・実効的に行えるようにするとともに、最終的に全ての教職員がいじめの対応等に主体的にかかわるようにする。

【組織の役割】

この組織は、学校がいじめの防止等、特にいじめの対処に取り組む際の中核として、日常的に機能させる組織となる。

いじめが発生した場合、迅速に開催して組織的に次のことを行う。

- ・ いじめの状況を組織として共有する。
- ・ いじめに係る詳細な事実把握のための調査を行う。
- ・ いじめの対処のための方針や方法を協議する。
- ・ 児童生徒への指導を行う。

なお、いじめに関する情報は、「校内いじめ対応ミーティング」での共有にとどめず、職員会議や職員打合せ等の機会を利用して全ての教職員が共有するなどして、学校全体でいじめの問題に取り組む体制をつくる。

② いじめ対策委員会

【構成員】

校長・教頭・生徒指導主事・保健主事・学年主任・スクールカウンセラー・元教員

※必要に応じて当該生徒の学級担任と生徒指導担当、及び人権・同和担当を招集する。

【組織の役割】

- ・ 生徒の変化やいじめの兆候をいち早く察知するために学級学年間の情報を収集・共有し、迅速に適切な初期対応を行い、早期解決を図る。
- ・ いじめ事案発生に対して組織的な対応を中心となって行う。
- ・ 早期発見のため取り組みを組織的に実施する。
- ・ 生徒、家庭に向けていじめ防止の啓発活動を実施する。
- ・ 教職員に対してのいじめ防止に関する研修を行う。

③ 小須戸中学校区いじめ防止連絡協議会

【構成員】

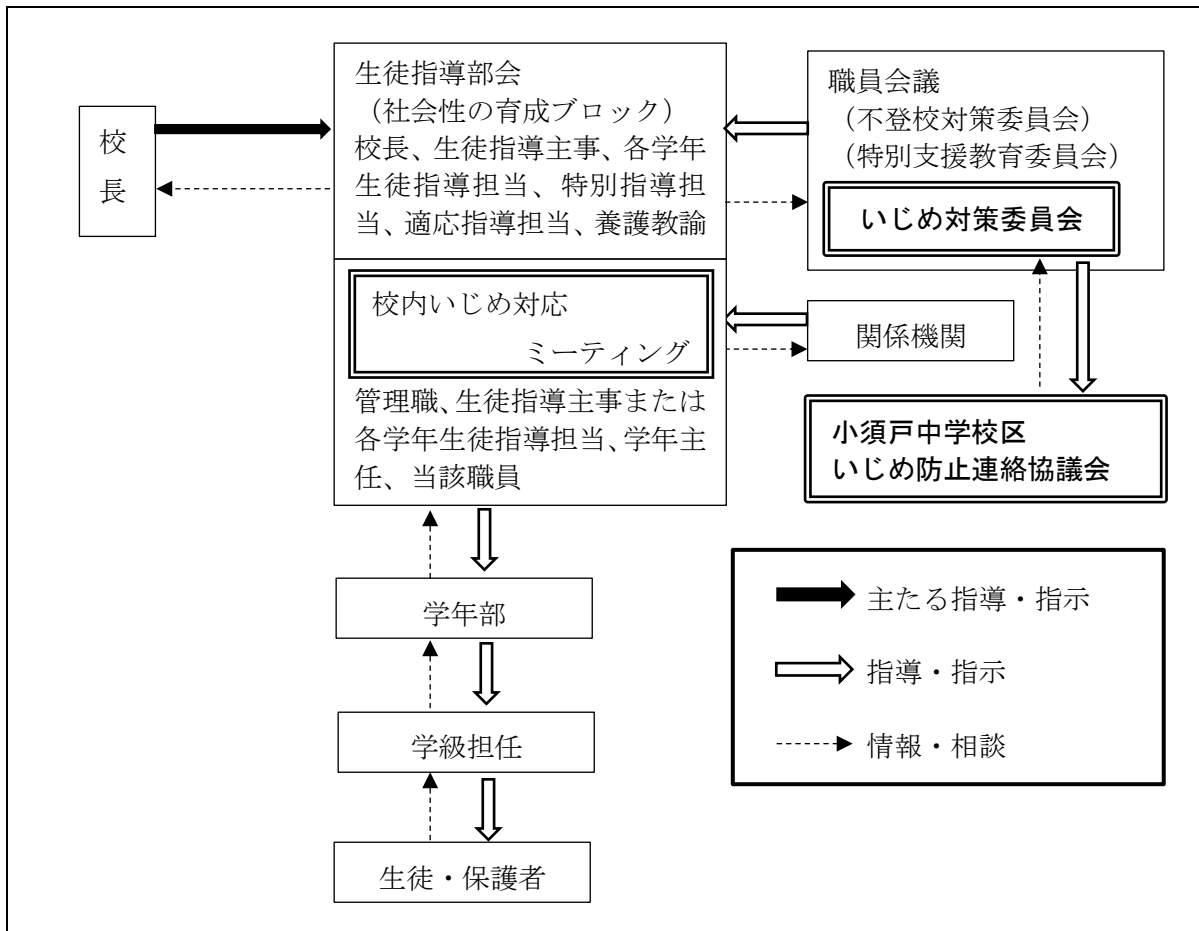
小学校長<2>、中学校長<1>、地域コミュニティー協議会事務局長<2>、民生・児童委員<1>、小・中学校PTA会長<3>、スクールカウンセラー<1>

【組織の役割】

- ・ 中学校区の学校、保護者、地域の代表が連携して、中学校区全体の生徒のいじめに対する実態やいじめ防止等への取組について協議する。

・地域全体で子どもをいじめから守る取組の充実を目指すと同時に、地域全体で子どもを育む意識の醸成を図る。

<指導体制>



(3) 学校全体としての取組

① いじめの未然防止の取組

いじめ問題において、「いじめが起こらない学校・学級づくり」を始めとする未然防止に取り組むことが最も重要である。未然防止の基本は、好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、生徒が規律ある態度で授業や行事に活動する学校づくりを進めていくことである。全ての生徒が活躍できる場面を作り出す視点で「授業づくり」と「集団づくり」を実践する。さらに、「支え合い、高め合う」をキーワードに学校づくりを進め、全ての生徒に集団の一員としての自覚や自信を育て、互いを認め合える人間関係・学校風土を作り出していく。

ア 指導の重点

- ・心をたがやす指導（成就感、他を思いやる心、協力）
- ・生徒の発する信号を見逃さず、問題の早期発見、即時対応に努める。
- ・充実した学校生活（分かる授業、活発な学級活動）

イ 実践事項

◇いじめに関する授業の実施、生徒会等による取組への支援

<生徒会>

生徒会本部は、あらゆる行事において、一般生徒に対して「いじめ問題」を想起させる活動を取り入れる。そして、1年間を通して、学校の問題点を常に考え続け、生徒の立場

から改善を呼びかけさせ、全職員がそれに対応する形で活動をサポートする。

<学年委員会>

前期、後期に1回、必ず「いじめ」や「人間関係改善」を生徒に意識させる活動を取り入れ、学年全職員で推進する。また、学年委員には、活動の最初に、「学年委員は、いじめや人間関係で困っている人のレスキュー隊であり、教師と一般生徒とのパイプ役である」ことを認識させる。

◇「分かった、できた」という達成感や充実感を味わわせる授業の実践

◇いじめ問題に関する年間指導計画の作成・実行

◇いじめに関する校内研修の計画、実施

ウ 学校評価による検証と基本方針の見直し

② 早期発見の取組

ア 生徒をよくみる、話をよく聴く、寄り添う、かかわる、毎日必ず笑顔で話しかけたり名前を呼んだりほめたりするなどを積み重ね、児童生徒との信頼関係を築く。

イ 生徒の話を丁寧に聴き取り、その後の対応についても生徒の意向を汲みながら生徒と一緒に考え、安心感をもたせる。

ウ 日常の観察、こまめな記録の積み重ね、アンケート等の活用、教育相談体制の充実等により、いじめの早期発見に努める。

- ・授業、部活動等での日々の観察
- ・保健室での観察
- ・生活ノートを活用した生徒の実態把握（学級担任）
- ・昼休みに校内巡視を実施（各学年部）

エ 全教職員で生徒の様子を見取り、情報を収集、整理して共有し、組織的な対応に迅速につなげるようにする。決して、特定の教員が安易に「いじめではない」と判断したり、教員が一人だけで対応することによって情報共有が滞ったりすることのないよう、複数での判断、組織での対応を徹底する。

オ いじめの具体的な状況を把握するためのアンケートでは、生徒それぞれによっていじめの捉えが異ならないようにするとともに、教員も同じ基準でいじめの状況を判断・把握できるようにするために、年3回行う。アンケート等を実施する際には、生徒が安心して記入できる環境を整える。

カ いじめの発見のためのアンケート調査については、原則として調査を実施した日のうちに記入内容を確認し、早期に対応すべき事案への取組が遅れることのないようにする。また、生徒が記入した用紙そのものを複数の教職員が確認することで、状況を適切に把握する。

キ インターネットを通じた見えにくいいじめにも注意を払う。また、地域から情報が得られるような体制を構築し、いじめの早期発見に役立てる。

ク 保護者からの相談や地域住民からの情報提供に丁寧に対応し、気になる情報についてはそのままとどめずに、生徒からの聴き取りやアンケートの実施などの必要な対応を行い、いじめの有無について確認する。

③ 即時対応の取組

- ア いじめを認知したら、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織で対応する。その際、いじめを認知した教職員から、学年主任や生徒指導主事を経て管理職に確実に報告が上がる校内体制を整える。それとともに、「校内いじめ対応ミーティング」を開催し、解決に向けた手順と方針を決定し、共通理解を図るとともに、多方面から情報を収集、整理し、全体像を把握する。なお、いじめが疑われる事案についても、特定の教職員が安易に「いじめではない」と判断するのではなく、複数の教職員によって判断する。
- イ いじめを受けた生徒に対して丁寧な聴き取りを行い、事実関係を明確にする。また、生徒の気持ちに寄り添いながら対応を一緒に考えるとともに、「絶対に守る」という姿勢を示しながら心のケアに努める。
- ウ いじめを受けた生徒の保護者に対して経過や今後の方針をていねいに説明する。
- エ いじめを行った生徒に対しては、謝罪を急ぐあまり生徒の十分な反省を引き出さないまま安易な謝罪で終わらせることなく、相手の心の痛みを理解させ、自身の行為の問題点についての自覚を促す。また、今後の生活の仕方を考えさせ、自己決定させるとともに、本人の不安定要因への対処を行い、必要に応じて関係機関と連携して家庭環境への支援を継続する。
- オ 周囲の生徒に対しては、自分たちのこととして問題をとらえ、いじめの観衆や傍観者にならず、いじめを未然に防いだり止めさせたりするために一歩踏み出す勇気ももてるようにする。
- カ いじめを認知した場合、いじめを受けた児童生徒やいじめを行った生徒の保護者に対して適切に事実を説明する。
- キ 校内の組織や教職員だけでなく、保護者の理解、協力を得ながら取り組むとともに、必要に応じて関係機関と連携して取り組む。
- ク いじめの対処に当たっては、収集・整理した情報及びその基となるアンケートや聴き取りメモ、また生徒への指導・支援の経過や保護者への説明の記録等を確実に保管する。
- ケ いじめへの対処の結果、いじめが「解消」したかどうかについては慎重に判断する。「解消」とは、いじめがなくなることはもちろん、再発についての心配も全くなく、しかもいじめを受けた生徒の心の不安が完全に払拭された状態であると捉え、それらにわずかでも心配がある場合には「一定程度の解消」と捉えて関係の児童生徒への継続的な指導や支援、見守りを続ける。

(4) いじめ防止等に向けての年間計画

月	教職員・生徒の取組	P T Aの取組 地域との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> ・学級、学年開き／新入生歓迎会／部活動集会 ・職員研修（いじめ防止基本方針） ・教育相談アンケート ・職場体験学習（2年）地域奉仕活動（1年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・P T A総会 ・授業参観 ・地域貢献活動、職場体験学習
5	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒総会 ・教育相談 	
6	<ul style="list-style-type: none"> ・人間関係トレーニング（学級活動） ・人権講話と人権作文（道徳） ・いじめ調査 ・Q-U調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護施設訪問ボランティア ・人権擁護委員との連携
7	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者会 	<ul style="list-style-type: none"> ・主任児童委員、民生委員との懇談会 ・地域貢献活動
8	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修（人権研修） ・Q-U結果の分析 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献活動
9	<ul style="list-style-type: none"> ・体育祭 	<ul style="list-style-type: none"> ・職場体験学習
10	<ul style="list-style-type: none"> ・職場体験学習（2年） ・上級学校調査（3年） ・合唱コンクール 	<ul style="list-style-type: none"> ・合唱コンクール ・作品展示
11	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談アンケート ・教育相談 ・生徒会主催いじめ0集会 ・人間関係トレーニング（学級活動） ・Q-U調査（1・2年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献活動 ・総合学習発表会 ・介護施設訪問ボランティア
12	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ調査 ・生徒会役員選挙 ・保護者会 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献活動
1	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒総会 ・Q-U調査（1・2年）の分析 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献活動
2	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ調査 ・サンクスウィーク（3年生への感謝週間） 	<ul style="list-style-type: none"> ・主任児童委員、民生委員との懇談会 ・地域連携活動
3	<ul style="list-style-type: none"> ・学年P T A 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観

<毎日> ・生徒一人一人の生活ノートの点検とアドバイス

<毎週> ・生徒指導部会（校長、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、特別支援担当、適応指導担当、養護教諭）の実施

<毎月> ・生徒会による、挨拶運動を実施

・全職員による生徒指導関係の情報交換会実施

・小須戸地区校園長会（幼稚園、小学校、中学校、高等学校）を開催し、学校課題について情報交換を実施

<随時> ・校内いじめ対応ミーティングの実施